

(別紙３－１)

第１ 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙３－２)

第１ 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙３－３)

第１ 水産資源

しらす瀬戸内海兵庫県周辺海域（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）

第２ 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業において、直近５年間（2016～2020年）のＣＰＵＥ水準付近（226.22～266.14kg/隻日）を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- （１） 兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- （２） しらす瀬戸内海兵庫県周辺海域を漁獲対象とする漁業について、当該資源を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第４ その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙３－４)

第１ 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙３－５)

第１ 水産資源

たちうお（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第２ 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の釣り漁業及びひき縄漁業において、直近５年間（２０１６～２０２０年）のＣＰＵＥ水準付近（２．０３～２．３９kg/隻日）を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第１２４条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙３－６)

第１ 水産資源

まだこ（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第２ 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近５年間（２０１６～２０２０年）のＣＰＵＥ水準付近を維持する。

漁業種類	直近５年間（２０１６～２０２０年）のＣＰＵＥ水準
小型機船底びき網漁業	６．６９～７．８８kg/隻日
たこつぼ漁業	１０．５１～１２．３６kg/隻日
せん漁業	４．４３～５．２１kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第１２４条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙３－７)

第１ 水産資源

はも（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第２ 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近５年間（２０１６～２０２０年）のＣＰＵＥ水準付近を維持する。

漁業種類	直近５年間（２０１６～２０２０年）のＣＰＵＥ水準
小型機船底びき網漁業	８．２７～９．７３kg／隻日
はえ縄漁業	３９．８８～４６．９２kg／隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第１２４条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙３－８)

第１ 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第１２４条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙３－９)

第１ 水産資源

べにずわいがに日本海系群

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要な事項

特になし